
目次

告示

○教育職員免許状の失効について..... 3

告 示

北海道教育委員会告示第11号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、失効した。

令和7年2月28日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

氏名	大 嶋 来 唯	本籍地	兵 庫 県
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭1種免許状	令4小一第115号	令和5年3月14日	岡山県教育委員会
失効年月日	令和7年2月13日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号ア)該当		

